

令和5・6年度埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業

**埼玉県清掃行政研究協議会会員を対象とした
粗大ごみの収集・処理に関する
アンケート調査結果報告書**

令和6年3月

埼玉県清掃行政研究協議会

**粗大ごみの収集・処理に関する
アンケート調査結果報告**

1. 調査概要

(1) 目的

埼玉県清掃行政研究協議会は、埼玉県内の 85 自治体（埼玉県、63 市町村、21 一部事務組合）で構成され、廃棄物処理に関する諸問題の解決のため、これまで 30 年以上にわたり、ごみ処理・し尿処理・災害廃棄物等の分野で各種の調査研究事業を実施している。

廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化している。2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された SDGs 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」をはじめ、国内では食品ロス削減推進法（令和元年 10 月施行）、プラスチック資源循環促進法（令和 4 年 4 月施行）など、廃棄物の削減や資源循環に向けた取組が進んでいる。

こうした社会経済情勢のなかで、廃棄物処理の適正な処理に求められる技術・情報も変化しているため、第一線でごみ処理の現場を担当する自治体にとって必要な情報を提供するものである。

(2) 調査対象

埼玉県の市町村及び一部事務組合の 84 団体（次ページ参照）

(3) 調査期間

令和 6 年 1 月 24 日～2 月 22 日 なお、締め切り後の回答も集計対象としている。

(4) 調査方法

Eメールによる、EXCEL データの配布・回収

(5) 調査項目

- 粗大ごみの事務について
- 粗大ごみの収集について
- 粗大ごみの受入・処理について
- 粗大ごみ処理手数料について
- その他

(6) 回収の結果

配布数	84 団体
総有効回答数	81 団体
有効回答率	96.4%

(7) 留意点

- この報告書で示すのは回答数・割合等のみである。具体的な内容については別添資料(集計結果表・取りまとめ内容)を参照。
- 集計では小数点第 2 位を四捨五入している都合上、数値の合計が 100%にならない場合がある。
- 各設問の下に、かっこ書きで当該設問の総回答数及び総有効回収数との割合を示している。
- 各回答の横に回答数を示し、且つかっこ書きで当該設問の総回答数との割合を示している。

2. 調査対象団体

調査対象の 84 団体を以下に示す。

市町村・事務組合	市町村・事務組合	市町村・事務組合
さいたま市	北本市	美里町
川越市	八潮市	神川町
熊谷市	富士見市	上里町
川口市	三郷市	寄居町
行田市	蓮田市	宮代町
秩父市	坂戸市	杉戸町
所沢市	幸手市	松伏町
飯能市	鶴ヶ島市	蓮田白岡衛生組合
加須市	日高市	久喜宮代衛生組合
本庄市	吉川市	朝霞地区一部事務組合
東松山市	ふじみ野市	上尾、桶川、伊奈衛生組合
春日部市	白岡市	志木地区衛生組合
狭山市	伊奈町	北本地区衛生組合
羽生市	三芳町	入間西部衛生組合
鴻巣市	毛呂山町	入間東部地区事務組合
深谷市	越生町	小川地区衛生組合
上尾市	滑川町	坂戸地区衛生組合
草加市	嵐山町	東埼玉資源環境組合
越谷市	小川町	蕨戸田衛生センター組合
蕨市	川島町	彩北広域清掃組合
戸田市	吉見町	秩父広域市町村圏組合
入間市	鳩山町	児玉郡市広域市町村圏組合
朝霞市	ときがわ町	埼玉西部環境保全組合
志木市	横瀬町	大里広域市町村圏組合
和光市	皆野町	埼玉中部環境保全組合
新座市	長瀬町	朝霞和光資源循環組合
桶川市	小鹿野町	上尾伊奈資源循環組合
久喜市	東秩父村	

※上記表の内、処理施設を有していない等の理由から無回答の会員もいる。

3. 調査結果の詳細

1. 粗大ごみの事務について

問1 貴自治体は、粗大ごみに係る事務を行っていますか。

(総回答数 81 総有効回答数の 100%)

1. 収集及び処理の事務を行っている。……………34(42%)
2. 収集若しくは処理(受入含む)の片方のみ行っている……………26(32.1%)
3. 行っていない。……………21(25.9%)

2. 粗大ごみの収集について

問1 粗大ごみの収集はどこを行っていますか。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

1. 直営で行っている。……………7(13.2%)
2. 委託で行っている。……………42(79.2%)
3. 直営と委託が混在している。……………4(7.5%)
4. その他……………0(0%)

問2 粗大ごみの収集は戸別収集か集積所収集のどちらですか。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

1. 戸別収集……………33(62.3%)
2. 集積所収集……………9(17%)
3. 戸別収集と集積所収集が混在している。……………11(20.8%)
4. その他……………0(0%)

問3 戸別収集を行っている場合、以下の職員数を記入してください。

(総回答数 44 総有効回答数の 54.3%)

1. 収集車 1 台あたりの職員の人数
2. 収集を行っている職員の総数
3. 受付等の事務職員の総数

※詳細は別添資料を参照。

問 4 戸別収集を委託している場合にお聞きます。業者との契約方法や契約金額の算定方法を記入してください。

(総回答数 36 総有効回答数の 44.4%)

1. 契約方法(随意契約・指名競争入札等)
2. 契約金額の算定方法

※詳細は別添資料を参照。

問 5 粗大ごみ収集に際し、使用している収集車の種類や数について記入してください。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

※詳細は別添資料を参照。

問 6 粗大ごみの収集の受付方法について、行っているものに○をしてください。(○は複数可能)

(総回答数 54 総有効回答数の 66.7%) ※複数回答可能のため、回答会員数を総回答数とした

1. 電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37(68.5%)
2. メール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4(7.4%)
3. 電子申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21(25.9%)
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23(42.6%)

問 7 粗大ごみの収集に係る手数料の料金体系について、○及び金額を記入してください。

(総回答数 56 総有効回答数の 69.1%)

1. 一律で金額を設定している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・8(14.3%)
2. 品目により金額を設定している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・34(60.7%)
3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14(25.9%)

問 8 粗大ごみの収集を行っている曜日を記入してください。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

※詳細は別添資料を参照。

問 9 1世帯1回の申し込みで受け付ける収集の個数の上限について、該当するものに○をしてください。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

1. 1点……………1(1.9%)
2. 2点……………1(1.9%)
3. 3点……………2(3.8%)
4. 4点……………2(3.8%)
5. 5点……………21(39.6%)
6. 6点以上……………26(49.1%)

問 10 家の中から粗大ごみの運び出しを行っている場合、条件を設けていましたら該当するものに○をしてください(○は複数可能)

(総回答数 54 総有効回答数の 66.7%) ※複数回答可能のため、回答会員数を総回答数とした

1. 単身高齢者世帯……………7(13%)
2. 単身障害者世帯……………5(9.3%)
3. 単身傷病者世帯……………3(5.6%)
4. 上記の世帯員のみで構成されている世帯……………4(7.4%)
5. その他……………3(5.6%)
6. 家の中からの運び出しには対応していない。……………45(83.3%)

問 11 粗大ごみの収集について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題等があれば記入してください。

(総回答数 7 総有効回答数の 8.6%)

※詳細は別添資料を参照。

3. 粗大ごみの受入・処理について

問 1 粗大ごみの処理はどこが行っていますか。

(総回答数 61 総有効回答数の 75.3%)

1. 直営で処理……………34(55.7%)
2. 民間施設で処理……………5(8.2%)
3. その他……………22(36.1%)

問 2 直営で処理している場合、以下について記入してください。

(総回答数 37 総有効回答数の 45.7%)

1. 粗大ごみの処理に従事する職員の総数
2. 使用している重機の種類や台数

※詳細は別添資料を参照。

問 3 民間施設で処理している場合、以下について記入してください。

(総回答数 6 総有効回答数の 7.4%)

1. 契約方法(随意契約・指名競争入札等)
2. 契約金額の算定方法

※詳細は別添資料を参照。

問 4 粗大ごみの自己搬入を受け入れている場合、事前の申し込みは必要ですか。

(総回答数 44 総有効回答数の 54.3%)

1. 必要……………10(22.7%)
2. 不要……………30(68.2%)
3. その他……………4(9.1%)

問 5 粗大ごみを自己搬入する場合の持ち込み先を記入してください。

(総回答数 53 総有効回答数の 65.4%)

※詳細は別添資料を参照。

問 6 粗大ごみの自己搬入に係る手数料の料金体系について、○及び金額を記入してください。

(総回答数 47 総有効回答数の 58%)

1. 一律で金額を設定している。……………1(2.1%)
2. 品目により金額を設定している。……………10(21.3%)
3. 重量により金額を設定している。……………30(63.2%)
4. 手数料を徴収していない。……………4(8.5%)
5. その他……………2(4.3%)

問 7 粗大ごみとして収集した家具等のリユースを行っていますか。

(総回答数 57 総有効回答数の 70.4%)

1. 行っている。……………25(43.9%)
2. 行っていない。……………32(56.1%)

問 8 リユースを行っている場合、どのように実施していますか。(○は複数可能)

(総回答数 25 総有効回答数の 30.9%) ※複数回答可能のため、回答会員数を総回答数とした

1. 民間業者が買い取り……………3(12%)
2. 民間業者に有償で委託……………1(4%)
3. 直営で無償頒布……………3(12%)
4. 直営で有償頒布……………17(68%)
5. その他……………3(12%)

問 9 直営の場合、どのように頒布していますか。

(総回答数 21 総有効回答数の 25.9%)

1. 先着順……………6(28.6%)
2. 抽選……………9(42.9%)
3. その他……………6(28.6%)

問 10 粗大ごみの受入・処理について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題などがあれば記入してください。

(総回答数 6 総有効回答数の 7.4%)

※詳細は別添資料を参照。

4. 粗大ごみ処理手数料について

問 1 粗大ごみ収集の際、シール等による料金前納を採用していますか。

(総回答数 54 総有効回答数の 66.7%)

1. している。……………29(53.7%)
2. していない。……………25(46.3%)

問 2 シール等を採用している場合、1枚の値段を記入してください。

(総回答数 29 総有効回答数の 35.8%)

※詳細は別添資料を参照。

問 3 シール等を販売している場所について、該当する場所に○をしてください。(○は複数可能)

(総回答数 29 総有効回答数の 35.8%) ※複数回答可能のため、回答会員数を総回答数とした

1. 市公共施設……………16(55.2%)
2. コンビニエンスストア……………20(69%)
3. その他民間事業者……………4(13.8%)
4. その他……………8(27.6%)

問 4 シール等を民間事業者で販売している場合、委託契約を締結していますか。

(総回答数 23 総有効回答数の 28.4%)

1. していない……………7(30.4%)
2. している(単価をご教示ください) ……16(69.6%)

※詳細は別添資料を参照。

問 5 委託契約をしている場合、売り上げ及び委託料の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。

(総回答数 16 総有効回答数の 19.8%)

1. 委託業者にシール等を交付した時点で、委託料を差し引いた額を売り上げとして納付されている。
……………1(6.3%)
2. 委託業者より毎月売上報告をしてもらい、委託料を差し引いた額を売り上げとして納付されている。
……………14(87.5%)
3. その他……………1(6.3%)

問 6 粗大ごみ処理手数料について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題等があれば記入してください。

(総回答数 7 総有効回答数の 8.6%)

※詳細は別添資料を参照。

★ その他、ご意見やご希望等がございましたら記入してください。

(総回答数 1 総有効回答数の 1.2%)

※詳細は別添資料を参照。

4. まとめ

本調査では、36市14町10一部事務組合で粗大ごみに係る事務を行っているという回答があった。

まず初めに、粗大ごみの収集に関して、約8割の会員が粗大ごみの収集を委託で行っており、戸別収集の割合も約8割であった。「粗大ごみ」という比較的大きいごみが排出されることから、集積所の圧迫を避けるために戸別収集が多く採用されていることが伺える。また、家の中からの粗大ごみの運び出しについて、8割を超える会員が対応していないという結果が出た。これについては、高齢化により自身で粗大ごみを集積所若しくは自宅の前まで運び出せない市民・町民が増えていくことが予想されるため、今後の課題となり得る項目であった。

次に、粗大ごみの処理に関しては、およそ9割の会員が直営の施設で処理を行っていた(管理運営が委託されている場合も含む)。処理困難物等、市で処理できないものは民間施設で処理をしている会員も見受けられた。この粗大ごみの処理にあたり、まだ使えそうな家具等があった場合、リユースしている会員は4割以上にのぼった。全国的に見ても、リユースを目的とした民間企業(「ジモティー」や「おいくら?」等)と協定を締結する自治体等が増えている。今後も県内でもリユースの取組が増加していくことが予想される。

続いて、粗大ごみ処理手数料に関して、半分を超える会員がシールや窓口等での料金前納を採用していた。採用していない会員の中には、「収集時に立ち会って現金払い」や「納付書等による後日払い」、そもそも「徴収していない」との回答があった。シールを採用している会員の内、約7割がコンビニエンスストアで販売しているという回答があった。利便性を考え、コンビニエンスストアや他の民間事業者にてシールを販売している会員が多くいることが伺えた。

最後に、本調査の回答を取りまとめていく中で、同じ県内であっても地域性や市政状況等により、粗大ごみ事務に関する取組・対応方法が様々であり、また抱えている課題も多岐にわたることが伺えた。

各会員においては、この調査結果を是非参考にしていただき、各々の抱えている課題の解決・新たな取組の足掛かりとして活用していただきたい。

別添資料（集計結果表）

質問内容	回答数	回答会員	備考
1-1 貴自治体は、粗大ごみにかかる事務を行っていますか			
1. 収集及び処理の事務を行っている	34	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、幸手市、伊奈町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、行田市、羽生市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、和光市、坂戸市、ふじみ野市、埼玉西部環境保全組合、川島町、皆野町、日高市、東松山市	
2. 収集もしくは処理(受入含む)の片方のみを行っている	26	【収集のみ】：蕨市、戸田市、北本市、杉戸町、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、志木市、新座市、富士見市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、三芳町 【処理のみ】：蕨市衛生センター組合、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、志木地区衛生組合、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合	
3. 行っていない	21	東埼玉資源環境組合、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、上尾桶川伊奈衛生組合、北本地区衛生組合、彩北広域清掃組合、行田羽生資源環境組合、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、入間西部環境衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、秩父市、横瀬町、長瀬町、小鹿野町、越生町	
2-1 粗大ごみの収集はどこが行っていますか。			
1. 直営で行っている。	7	草加市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合	
2. 委託で行っている。	42	さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、北本市、幸手市、伊奈町、杉戸町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、行田市、羽生市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、日高市、東松山市、三芳町	
3. 直営と委託が混在している。	4	八潮市、上尾市、熊谷市、本庄市	【本庄市】：特定家電機器を含む場合は直営。
4. その他	0	—	
2-2 粗大ごみの収集は戸別収集か集積所収集のどちらですか。			
1. 戸別収集	33	さいたま市、川口市、春日部市、蕨市、戸田市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、本庄市、美里町、神川町、上里町、川越市、飯能市、狭山市、入間市、和光市、新座市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、東松山市	【吉川市】：家庭系粗大ごみに限る。
2. 集積所収集	9	幸手市、杉戸町、行田市、羽生市、深谷市、寄居町、ふじみ野市、日高市、三芳町	
3. 戸別収集と集積所収集が混在している。	11	八潮市、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、所沢市、朝霞市、志木市、富士見市、滑川町	【越谷市、蓮田白岡衛生組合、志木市】：集合住宅は集積所収集。
4. その他	0	—	
2-3 個別収集を行っている場合、以下の職員数を記入してください			
1. 収集車1台あたりの職員の数	44	1人：川島町 2人：さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、本庄市、神川町、上里町、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東松山市 3人：川越市、飯能市 その他：上尾市、美里町、新座市、皆野町	その他の内容 【上尾市】：2～3人 【美里町、新座市、皆野町】：委託のため不明
2. 収集を行っている職員の総数	44	～5人：三郷市、松伏町、桶川市、伊奈町、熊谷市、本庄市、神川町、上里町、飯能市、狭山市、入間市、志木市、和光市、富士見市、埼玉西部環境保全、小川町、川島町、吉見町 6人～10人：春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、上尾市、北本市、久喜宮代衛生組合、川越市、所沢市、朝霞市、坂戸市 11人～20人：草加市、吉川市 20人～：さいたま市、川口市、鴻巣市、蓮田白岡衛生組合、滑川町、ときがわ町 委託のため不明：加須市、美里町、新座市、嵐山町、皆野町、東松山市	
3. 受付等の事務職員の総数	44	～5人：春日部市、蕨市、戸田市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、北本市、蓮田白岡衛生組合、熊谷市、美里町、神川町、上里町、川越市、飯能市、狭山市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町 6人～10人：さいたま市、草加市、越谷市、八潮市、鴻巣市、桶川市、伊奈町、久喜宮代衛生組合、本庄市、所沢市、滑川町、嵐山町 11人～：川口市、上尾市、入間市、朝霞市、東松山市 委託のため不明：新座市	
2-4 戸別収集を委託している場合にお聞きます。業者との契約方法や契約金額の算定方法を記入してください。			
1. 契約方法	36	指名競争入札：蕨市、吉川市、伊奈町、飯能市、入間市、富士見市、滑川町、嵐山町、川島町、東松山市 随意契約：川口市、春日部市、越谷市、戸田市、八潮市、三郷市、松伏町、加須市、鴻巣市、上尾市、北本市、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、本庄市、美里町、神川町、上里町、朝霞市、和光市、新座市、小川町、吉見町、ときがわ町、皆野町 その他：さいたま市、志木市	【東松山市】：制限付き一般競争入札 【本庄市】：一者特命随意契約 【さいたま市】：一者特命随意契約と指名競争入札の併用 【志木市】：プロポーザル方式
2. 契約金額の算定方法	36	詳細は「取りまとめ内容」へ	
2-5 粗大ごみ収集に際し、使用している収集車の種類や数について記入してください。			
種類：	53	詳細は「取りまとめ内容」へ	
台数：			

別添資料（集計結果表）

2-6 粗大ごみの収集の受付方法について、行っているものに○をしてください。		
1. 電話	37	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、本庄市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合、滑川町、川島町、吉見町、日高市
2. メール	4	北本市、伊奈町、熊谷市、本庄市、草加市
3. 電子申請	21	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、加須市、上尾市、伊奈町、久喜宮代衛生組合、熊谷市、所沢市、飯能市、狭山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、川島町、日高市
4. その他	23	川口市、草加市、戸田市、北本市、幸手市、伊奈町、杉戸町、本庄市、羽生市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、入間市、ふじみ野市、埼玉西部環境保全組合、嵐山町、小川町、ときがわ町、皆野町、東松山市、三芳町
2-7 粗大ごみの収集に掛かる手数料の料金体系について、○及び金額を記入してください。		
1. 一律で金額を設定している。	8	春日部市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、加須市、久喜宮代衛生組合、熊谷市
2. 品目により金額を設定している。	34	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、吉川市、松伏町、鴻巣市、上尾市、北本市、蓮田白岡衛生組合、本庄市、美里町、神川町、上里町、川越市、所沢市、飯能市、入間市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、東松山市、三芳町
3. その他	14	春日部市、桶川市、幸手市、伊奈町、杉戸町、熊谷市、行田市、羽生市、深谷市、寄居町、狭山市、朝霞市、埼玉西部環境保全組合、日高市
2-8 粗大ごみの収集を行っている曜日を記入してください。		
曜日等	53	【月曜日～金曜日(祝日も実施)】：さいたま市、鴻巣市、上尾市、久喜宮代衛生組合、熊谷市、行田市、羽生市、富士見市、埼玉西部環境保全組合 【月曜日～金曜日(祝日は休み)】：川口市、草加市、越谷市、蕨市、三郷市、吉川市、桶川市、北本市、川越市、狭山市、和光市、新座市、坂戸市 【毎週○曜日】：深谷市(火曜日)、加須市(水曜日)、小川町(水曜日) 【第○曜日】：美里町(第4水曜日)、神川町(第2水曜日)、上里町(第2・3・4月曜日、12月は第1月曜日も収集)、寄居町(第1・3水曜日)、飯能市(第1・4水曜日、第2・3月曜日)、滑川町(第1・3金曜日)、嵐山町(第2金曜日、祝日の場合は前日)、川島町(第2・4水曜日、祝日の場合は前後)、ときがわ町(第4水曜日、祝日の場合は第4火曜日) その他：左記
2-9 1世帯1回の申し込みで受け付ける収集の個数の上限について、該当するものに○をしてください。		
1. 1点	1	三芳町
2. 2点	1	ふじみ野市
3. 3点	2	上尾市、飯能市
4. 4点	2	さいたま市、入間市
5. 5点	21	春日部市、八潮市、鴻巣市、北本市、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、本庄市、神川町、上里町、川越市、所沢市、狭山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、坂戸市、埼玉西部環境保全組合、嵐山町、東松山市
6. 6点以上	26	川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、桶川市、幸手市、伊奈町、杉戸町、行田市、羽生市、深谷市、美里町、寄居町、富士見市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、日高市

【吉見町】：委託業者による電話受付

【草加市】：身体状況に応じて

【伊奈町】：システム上可能だが利用実績なし

【川口市、草加市、北本市、埼玉西部環境保全組合】：FAX

【草加市、伊奈町、本庄市、美里町、神川町、上里町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東松山市】：窓口

【戸田市、入間市】：LINE

【幸手市、杉戸町、羽生市、深谷市、寄居町、ふじみ野市】：無料収集等のため受付無し

【皆野町】：各行政区の環境衛生委員から回覧を廻し、粗大ごみがある場合、申込書は町民から役場へ提出され、申請者宅を業者へ知らせる

【戸田市】：400円

【春日部市、加須市】：500円

【蕨市】：550円

【久喜宮代衛生組合】：原則550円。品物によって複数で550円の場合も。

【八潮市】：10kgあたり165円(税込)+1回あたり収集運搬料600円(税込)

【三郷市】：基本手数料1,000円+1点につき500円

詳細は「取りまとめ内容」へ

【春日部市】：多量排出で2t車1台につき5,000円

【桶川市、狭山市】：重量により金額を設定

【幸手市、杉戸町、行田市、羽生市、深谷市、寄居町、日高市】：無料収集

【伊奈町】：運搬手数料1,000円/回、処理手数料500円/m³

【熊谷市】：1点につき520円/m³

【朝霞市】：品目により金額を設定しているものもあるが、それに該当しない場合はサイズにより金額を算出

【埼玉西部環境保全組合】：訪問1回につき500円+1点あたりの手数料(サイズによる)

【戸田市】：月曜日～土曜日

【松伏町】：毎月5日指定日(月曜日～金曜日)

【幸手市】：各地区ごとに第1～4土曜日と区分。1ヶ月に一回収集。

【杉戸町】：町内を4地区に分け、各地区ごとに週をずらして月に一度の水曜日に収集。

【蓮田白岡衛生組合】：月曜日～金曜日、第1・3土曜日

【本庄市】：本庄地域は毎週水曜日、児玉地域は第2・4水曜日

【所沢市】：火曜日～日曜日

【入間市】：月曜日～日曜日(原則として年末年始及び破砕施設修繕期間以外は収集を実施)

【朝霞市】：月曜日～金曜日(祝日を除く)に加え、第2・4土曜日に収集を行う特定の集積所が2箇所ある。

【ふじみ野市】：月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

【吉見町】：毎月2回(水曜日)

【皆野町】：年間1回(3月末に回収)

【日高市】：水曜日・金曜日(年に数回、火曜日・木曜日も収集している)

【東松山市】：市内を3地区に分け半月毎に各地区を1日で収集。月の稼働日数6日。月曜日と休日の翌日を除く平日。

【三芳町】：2週間に1回。Aコース(火曜)、Bコース(月曜)

【志木市】：引越しの場合は要相談

【川口市】：15点

【草加市】：戸別収集は5点まで直接搬入は10点まで

【越谷市、蕨市、松伏町、幸手市、伊奈町、羽生市、深谷市、美里町、皆野町】：個数制限なし

【戸田市、三郷市、吉川市、加須市、川島町】：10点

【桶川市】：6点かつ総重量100kg以内

【富士見市】：6点

【滑川町】：5品目10点

【小川町、ときがわ町】：5品目以内であれば6点以上の収集も可(※ただし、ときがわ町は布団10枚/月、畳8枚/月まで)

【吉見町】：把握していない

【日高市】：電話申請で予約する場合は5点まで。電話予約の場合は制限なし。

別添資料（集計結果表）

2-10 家の中から粗大ごみの運び出しを行っている場合、条件を設けていましたら該当するものに○をしてください。		
1. 単身高齢者世帯	7	草加市、川越市、所沢市、朝霞市、和光市、新座市、埼玉西部環境保全組合
2. 単身障害者世帯	5	川越市、所沢市、朝霞市、和光市、新座市
3. 単身傷病者世帯	3	所沢市、和光市、新座市
4. 上記の世帯員のみで構成されている世帯	4	所沢市、朝霞市、新座市、埼玉西部環境保全組合
5. その他	3	草加市、深谷市、川越市 【草加市】：世帯の状況によって持ち出しが困難の場合は対応 【深谷市】：戸別収集は許可業者紹介。 【川越市】：戸建ては原則2階以下、集合住宅は原則エレベーターが使用できる場合に限り申し込み可
6. 家の中からの運び出しには対応していない。	45	さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、幸手市、伊奈町、杉戸町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、行田市、本庄市、羽生市、美里町、神川町、上里町、寄居町、飯能市、狭山市、入間市、志木市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、日高市、東松山市、三芳町
2-11 粗大ごみの収集について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題等があれば記入してください。		
内容	7	草加市、松伏町、上尾市、幸手市、伊奈町、美里町、東松山市 【草加市】：申請件数が増大しており、直営のみで対応していることから、待ち日数の長期化が問題となっている。今後の収集体制について見直しを検討している。 【松伏町】：家の中からの運び出し対応については、松伏町シルバー人材センター(有料)を案内している。 【上尾市】：以前は需要に対し収集日が少なかったため予約がとりにくく苦情が多かったが、令和5年7月より収集日を増やしたことから、随時受付が可能となった。 【幸手市】：高齢者より、戸別収集制度導入依頼の問い合わせがある。 【伊奈町】：予約受付時の聴取の際、住民と職員の間で、ごみの種類内容の認識齟齬が生じ、収集時に回収不可となりトラブルとなるケースがある。現場収集の際、住民と収集員の間で、処理手数料の判断について、納得が得られずトラブルとなるケースがある。 【美里町】：独自の取り組みとして、窓口で案内やホームページで積極的な案内を行っている。課題としては、自身(高齢者)が屋外へ運び出せないという相談が増えてきた。 【東松山市】：「おいくら?」を活用したりユースの検討について周知
3-1 粗大ごみの処理はどこが行っていますか。		
1. 直営で処理	34	さいたま市、春日部市、草加市、八潮市、吉川市、松伏町、蕨戸田衛生センター組合、加須市、上尾市、幸手市、伊奈町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、行田市、羽生市、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、和光市、坂戸市、ふじみ野市、志木地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合、小川町、川島町、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合、東松山市 ※運転管理等が委託であっても、施設が市(組合)のものであれば直営と扱っている。
2. 民間施設で処理	5	三郷市、鴻巣市、杉戸町、皆野町、日高市
3. その他	22	川口市、越谷市、蕨市、戸田市、鴻巣市、北本市、熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、志木市、新座市、富士見市、滑川町、嵐山町、吉見町、ときがわ町、桶川市、三芳町 【川口市】：原則直営で処理だが、一部の処理困難物は民間で処理 【越谷市】：破砕は市施設で委託業者により処理し、可燃性ごみについては一組で焼却 【熊谷市】：直営の処分場は受入のみ 【蕨市、戸田市、鴻巣市、北本市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町、志木市、新座市、富士見市、滑川町、嵐山町、吉見町、ときがわ町】：一組で処理 【桶川市】：環境センター内の粗大ごみ処理施設で委託業者が処理を行っている。※前処理は、一部直営でも実施。 【三芳町】：ふじみ野市との共同施設で処理
3-2 直営で処理している場合、以下について記入してください。		
1. 粗大ごみの処理に従事する職員の総数	37	～10人：川口市、松伏町、蕨戸田衛生センター、上尾市、幸手市、伊奈町、熊谷市、行田市、羽生市、児玉郡市広域市町村圏組合、飯能市、狭山市、朝霞市、和光市、ふじみ野市、小川町、川島町、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合、東松山市 11人～20人：春日部市、加須市、大里広域市町村圏組合、川越市、所沢市、入間市、坂戸市、志木地区衛生組合 21人～：さいたま市、草加市、八潮市、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、埼玉西部環境保全組合 運転管理が委託のため不明：越谷市、吉川市
2. 使用している重機の種類や台数	37	種類：詳細は「取りまとめ内容」へ 台数：
3-3 民間施設で処理している場合、以下について記入してください。		
1. 契約方法	6	川口市、三郷市、鴻巣市、杉戸町、皆野町、日高市 【川口市】：スプリングマットレスのみ指名競争入札、その他の処理困難物は随意契約 【三郷市、鴻巣市、杉戸町、皆野町、日高市】：随意契約
2. 契約金額の算定方法	6	川口市、三郷市、鴻巣市、杉戸町、皆野町、日高市 【川口市】：スプリングマットレスは1枚あたりの単価契約、その他の処理困難物は1㎡あたりの単価契約 【三郷市】：項目ごとに(単価×数値)で算出 【鴻巣市、杉戸町】：業者との協議、見積 【皆野町】：売上金額が業者の収入 【日高市】：1tあたりの単価
3-4 粗大ごみの自己搬入を受け入れている場合、事前の申し込みは必要ですか。		
1. 必要	10	川口市、草加市、越谷市、八潮市、松伏町、蕨戸田衛生センター組合、幸手市、志木地区衛生組合、埼玉中部環境保全組合、日高市 【埼玉中部環境保全組合】：構成市町で申請手続きが必要
2. 不要	30	春日部市、三郷市、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、伊奈町、杉戸町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合、熊谷市、行田市、羽生市、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、和光市、坂戸市、ふじみ野市、埼玉中部環境保全組合、小川町、川島町、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、東松山市、三芳町
3. その他	4	さいたま市、吉川市、蕨戸田衛生センター組合、朝霞市 【さいたま市】：土曜日、祝日、年末に搬入する際は予約が必要 【吉川市】：毎月第4日曜日及び12月第3日曜日の直接搬入はインターネットの事前予約 【蕨戸田衛生センター組合】：火災による罹災・遺品整理等 【朝霞市】：土曜日利用の場合は事前の申し込みが必要

別添資料（集計結果表）

3-5 粗大ごみを自己搬入する場合の持ち込み先を記入してください。			
施設名： 住所：	53	詳細は「取りまとめ内容」へ	
3-6 粗大ごみの自己搬入に掛かる手数料の料金体系について、○及び金額を記入してください。			
1. 一律で金額を設定している。	1	久喜宮代衛生組合	原則1点550円。※布団など、一部品目で複数点で550円で受け入れる例外あり。
2. 品目により金額を設定している。	10	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、鴻巣市、飯能市、入間市、ふじみ野市、埼玉中部環境保全組合、三芳町	詳細は「取りまとめ内容」へ
3. 重量により金額を設定している。	30	さいたま市、川口市、春日部市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、蕨戸田衛生センター組合、加須市、上尾市、桶川市、幸手市、蓮田白岡衛生組合、熊谷市、行田市、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、川越市、所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、坂戸市、志木地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合、小川町、川島町、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、東松山市	詳細は「取りまとめ内容」へ
4. 手数料を徴収していない。	4	越谷市、杉戸町、羽生市、日高市	
5. その他	2	越谷市、伊奈町	【越谷市】：粗大ごみの収集において別料金を定めているスプリングマットレスについては自己搬入は受け付けていない。 【伊奈町】：500円/m ²
3-7 粗大ごみとして収集した家具等のリユースを行っていますか。			
1. 行っている。	25	川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、吉川市、蕨戸田衛生センター組合、加須市、上尾市、伊奈町、蓮田白岡衛生組合、熊谷市、羽生市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、志木市、坂戸市、ふじみ野市、志木地区衛生組合、埼玉中部環境保全組合、三芳町	
2. 行っていない。	32	さいたま市、春日部市、三郷市、松伏町、鴻巣市、桶川市、北本市、幸手市、杉戸町、久喜宮代衛生組合、行田市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、寄居町、児玉郡市広域市町村圏組合、大里広域市町村圏組合、朝霞市、和光市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、皆野町、小川地区衛生組合、秩父広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合、日高市、東松山市	
3-8 リユースを行っている場合、どのように実施していますか。			
1. 民間業者が買い取り	3	草加市、吉川市、伊奈町	【吉川市】：随意契約
2. 民間業者に有償で委託	1	ふじみ野市	
3. 直営で無償頒布	3	蕨戸田衛生センター組合、加須市、上尾市	
4. 直営で有償頒布	17	川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合、蓮田白岡衛生組合、熊谷市、羽生市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、志木市、坂戸市、志木地区衛生組合	【蓮田白岡衛生組合】：リユース可能な家具等を委託業者が手直しし、直営で有償頒布 【狭山市】：収集した家具等を狭山市シルバー人材センターに修理を委託 【志木市、志木地区衛生組合】：リサイクルプラザ利彩館で有償頒布(抽選)
5. その他	3	八潮市、埼玉西部環境保全組合、三芳町	【八潮市】：年に3回入札方式で市民向けに売り出しを実施 【埼玉西部環境保全組合】：リサイクル市民活動「リブラもったいない工房」の会員が修理し販売 【三芳町】：委託業者が有償頒布
3-9 直営の場合、どのように頒布していますか。			
1. 先着順	6	越谷市、羽生市、飯能市、入間市、坂戸市、三芳町	【入間市】：併設施設内で展示販売
2. 抽選	9	加須市、上尾市、蓮田白岡衛生組合、熊谷市、川越市、所沢市、狭山市、志木市、三芳町	詳細は「取りまとめ内容」へ
3. その他	6	川口市、草加市、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合、志木地区衛生組合	【川口市】：オークション形式 【草加市】：毎月第4土曜日にリユース品の展示販売を実施 【蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合】：入札方式の後、売れ残ったものは値段を付け販売。その後、ジモティーで譲渡。 【志木地区衛生組合】：物により、先着順と抽選を両方行っている。
3-10 粗大ごみの受入・処理について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題等があれば記入してください。			
内容	6	草加市、松伏町、上尾市、伊奈町、美里町、東松山市	【草加市】：粗大ごみの減量化を図るべく、粗大ごみとして出す前に、インターネットを活用したリユースを検討してもらうことで、ごみにしない取り組みを促進する施策を実施している。(ジモティー、マーケットエンタープライズ(おいくら)と協定を締結) 【松伏町】：「松伏町公用車の貸出しに関する要綱」により、粗大ごみの持ち込み運搬を利用する際は無料で軽トラックを貸出している。 【上尾市】：家具等のリユースとしてリサイクル展示室に保管しているが、在庫の確保に苦慮している。 【伊奈町】：住民と職員の間で、ごみの種類内容の認識齟齬が生じ、積み下ろし時に受入不可のごみの存在が判明し、トラブルとなるケースがある。窓口受付の際、受入不可のごみについて積み下ろししないよう指導しても、作業現場で黙って積み下ろされてしまうケースがある。住民と収集員の間で、処理手数料の判断について納得が得られずトラブルとなるケースがある。事業者搬入や町外からの搬入可能性があるごみについて、本人確認や聴取確認等の対策をしているが、判定にも限界がある。 【美里町】：不用品回収業者等に依頼しないよう喚起している。 【東松山市】：「おいくら？」を活用したリユースの検討について周知
4-1 粗大ごみ収集の際、シール等による料金前納を採用していますか。			
1. している。	29	シールを事前購入：さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、戸田市、松伏町、鴻巣市、上尾市、北本市、久喜宮代衛生組合、本庄市、上里町、所沢市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市、吉見町、三芳町 窓口で事前に現金払い：川口市、三郷市(当日払い可)、本庄市、上里町、志木市、嵐山町 その他：左記	【戸田市】：電子決済(LINE申請の場合) 【加須市、美里町、神川町、小川町、東松山市】：窓口等で事前に支払いをした場合、証明としてシールを交付
2. していない。	25		
4-2 シール等を採用している場合、1枚の値段を記入してください。			
値段：	29	詳細は「取りまとめ内容」へ	

別添資料（集計結果表）

4-3 シール等を販売している場所について、該当する場所に○をしてください。		
1. 市公共施設	16	さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、松伏町、上尾市、本庄市、所沢市、志木市、和光市、富士見市、ふじみ野市、滑川町、三芳町
2. コンビニエンスストア	20	さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、松伏町、鴻巣市、上尾市、北本市、久喜宮代衛生組合、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、吉見町、三芳町
3. その他民間事業者	14	春日部市、蕨市、戸田市、松伏町、鴻巣市、上尾市、北本市、久喜宮代衛生組合、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、三芳町 【春日部市】：春日部市と粗大ごみ処理券の販売店契約をさせていただける店舗 【蕨市】：小売店舗 【戸田市】：戸田市商店会連合会 【松伏町】：商店、酒店、清掃事業者 【鴻巣市】：個人商店、ドラッグストア 【上尾市】：駅周辺 【北本市】：酒屋、商店、ホームセンターなど 【朝霞市】：ドラッグストア 【志木市、三芳町】：スーパーマーケット 【和光市】：個人商店、廃棄物処理業許可業者 【新座市】：市内にある食品スーパーや薬局 【富士見市】：ウエルシア薬局
4. その他	8	川口市、加須市、久喜宮代衛生組合、美里町、神川町、上里町、小川町、東松山市 【川口市】：市商工会議所 【加須市、美里町、東松山市】：シールの販売は行っておらず、窓口等での手数料事前納付に伴ってシールを交付している 【久喜宮代衛生組合】：粗大ごみ受け入れ先である久喜宮代衛生組合でも販売 【神川町、上里町、小川町】：担当課窓口のみ
4-4 シール等を民間業者で販売している場合、委託契約を締結していますか。		
1. していない。	7	松伏町、加須市、鴻巣市、北本市、神川町、上里町、吉見町
2. している(単価をご教示ください)	16	さいたま市、川口市、春日部市、越谷市、蕨市、戸田市、上尾市、久喜宮代衛生組合、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 【さいたま市】：550円券1枚あたり60円、1,100円券1枚あたり115円(ともに税抜) 【川口市】：36円+消費税 【春日部市】：53円 【越谷市】：46円(税抜) 【蕨市】：25円 【戸田市】：38円+消費税 【上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市】：販売金額(売上金額)の10% 【久喜宮代衛生組合】：55円 【所沢市】：50円及び55円 【富士見市】：30円+消費税 【ふじみ野市】：当月収納実績×0.1×1.1 【三芳町】：50円及び25円
4-5 委託契約をしている場合、売り上げ及び委託料の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。		
1. 委託業者にシール等を交付した時点で、委託料を差し引いた額を売り上げとして納付されている。	1	越谷市
2. 委託業者より毎月売上報告をもらい、委託料を差し引いた額を売り上げとして納付されている。	14	さいたま市、川口市、春日部市、戸田市、上尾市、久喜宮代衛生組合、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 【さいたま市、志木市、ふじみ野市】：委託料ではなく、手数料という表現
3. その他	1	蕨市、(皆野町) 【蕨市】：販売枚数全額納付してもらい、後に手数料を支払う(参考：【皆野町】：売上全額が業者の収入)
4-6 粗大ごみ処理手数料について、独自に取り組んだことや効果があった取り組み・施策、問題や課題等があれば記入してください。		
内容	7	草加市、松伏町、上尾市、伊奈町、志木市、小川町、小川地区衛生組合、東松山市 【草加市】：支払方法について、さらなる利便性の向上を図るべく、電子決済等の導入を検討している。 【松伏町】：「松伏町指定ごみ袋等取扱店に関する要綱」により納品実績の5%を売戻き報奨金として支払う。 【上尾市】：粗大ごみには様々なものがあり、環境センターでは処理できないものや解体が困難であるものについて、処理困難物に指定し、手数料の加算を考えていく必要がある。 【伊奈町】：処理手数料500円/㎡としているため、現物を確認するまで料金を確定することができない。現金払いのみの対応としているため、支払人の滞在時間や場所を拘束し、加えてヒューマンエラーによる精算ミスの可能性が常にある。 【志木市】：全国のセブンイレブンでマルコピー機から粗大ごみ処理手数料納付券を購入できる。(手数料と印紙代は志木市で負担。シールではなく貼やテープで貼り付けてもらう仕様。セブンイレブンジャパンは請求書を送ってこないため、特別な会計処理をしている。) 【小川町、小川地区衛生組合】：令和6年度より、スプリングマットレスについてシールによる料金前納を採用します。担当課または処理施設の窓口にて納付券を受け取り、指定金融機関にて納付、シールを貼付し戸別収集または自己搬入をしていただく予定です。 【東松山市】：「おいくら？」を活用したリユースの検討について周知
その他、ご意見やご希望等がございましたら記入してください。		
内容	1	坂戸市 自宅のリフォーム等を個人で施工した際に排出される壁紙、石膏ボード等の建築廃材について、他団体ではどのように処理しているでしょうか。